

多賀城市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月26日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
多賀城市観光協会	・令和4年度観光まちづくり基盤構築事業費補助金に係る事務 ・令和4年度多賀城市観光協会観光振興事業費補助金に係る事務	令和5年12月1日（金）

2 監査の着眼点

補助の対象となっている事業が交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか並びに補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 別紙のとおり

令和5年12月実施 補助金交付団体に係る監査結果

対 象	多賀城市観光協会
監 査 の 範 囲	・ 令和4年度観光まちづくり基盤構築事業費補助金 ・ 令和4年度多賀城市観光協会観光振興事業費補助金
実 施 日	令和5年12月1日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし